

議第210号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成27年9月24日提出

京都市長 門川大作

相手方	
事件の種類	市営住宅の明渡し並びに家賃及び損害賠償金の支払の請求
事件の内容	<p>相手方は、権原がないにもかかわらず、 を不法に占有している。</p> <p>また、相手方は、 の入居者であるが、7箇月分の 家賃を滞納するとともに、正当な理由がないにもかかわらず、当 該市営住宅に居住していない。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、これらの市営住宅の明渡し を請求したが、相手方は、これに応じようとしない。</p> <p>そこで、相手方に対し、これらの市営住宅の明渡し並びに滞納 家賃及び不法占有による損害賠償金の支払を求める訴えを提起し ようとするものである。</p>

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。